

大阪柔整だより

平成 27 年度 第 1 回 保険専門講座 「意外と知らない保険取扱いの基礎」

— 保険取扱いのルールとなる「療養費の支給基準」を知っていますか？ —

平成 27 年 5 月 30 日(土)午後 4 時より大阪柔整会館 5 階大ホールにおいて、昨年の「施術録の記載について」に引き続き、保険事業部主催の保険専門講座「意外と知らない保険取扱いの基礎」が開催されました。

冒頭、安田 剛会長より「昨今、常に言われているのは『医療費の適正化』です。大事なことは療養費の支払いを受ける側（施術者）にとっても、支払いをする側（保険者）にとっても、すべては被保険者（患者）のためにある、ということが大前提です。療養費の支給基準が強くなるということは、施術者の請求にも心配がなくなるということです。」と標記講座を開催する意義が述べられました。

第 1 回の講座内容は、初検料及び初検時相談支援料・再検料・往療料・罨法料・時間外・休日及び深夜加算について、支給基準を基に詳しく補足説明を加えながら進行了しました。

我々柔道整復師は、受領委任払い制度によって被保険者から委任を受けて療養費を保険者に請求しています。しかし、この場合においても療養費を被保険者が請求していることに変わりはないとされています。

療養費の請求の根拠となるのが施術録です。例えば、自費から健康保険へ請求変更する場合や、保険種別に変更があった場合は、支給申請書の摘要欄にその旨を記載するだけでなく施術録にも同様に記載することと支給基準に謳われています。

つい、レセコンに頼る請求になりがちですが、今一度、支給基準を見直すことによって、新たな気づきが生まれます。

意外と知られていない、理解されていないがために返戻対象となる支給申請書を減らすことや、基礎的な内容を正しく理解して請求に繋げることは、我々柔道整復師の資質向上になるとも考えます。

支給基準は少しずつ変わってきています（それについては逐一、会員の先生にお知らせしております。）が、保険者は、支給基準を理解して先生方は請求しているものだと考えています。

支給基準から逸脱した請求は不正だと言われます。しっかりと支給基準を理解し、今後の支給申請を行っていかねばならないのです。

介護保険のコラム Vol.3

平成 27 年 4 月 25 日(土)に開催いたしました「認知症サポーター養成講座」ではご多忙の中、大勢の先生が受講されました。その後、受講された先生から「もっと踏み込んだ内容で認知症を理解したい」「具体的な対応方法を知りたい」等の要望が多数寄せられ、この度、8月8日(土)午後3時より第2回目の「認知症サポーター養成講座」を開催させて頂く事となりました。

今回は、大阪市認知症介護指導者としてご活躍されている先生を講師としてお招きし、具体例を提示しながら対処方法の紹介や、認知症高齢者をお持ちのご家族への対応方法等、前回以上に踏み込んだ内容での講座を開催させて頂きます。

また、前回要望がございました「事前質問」も受け付けいたします。「認知症サポーター養成講座」の参加お申込みの際に、認知症に関する疑問や質問をお寄せ頂けましたら、本会で取り纏め、当日講師より回答を頂く事となります。

尚、前回の講座を受講されていても、「もっと認知症の知識を深めたい」とご希望の先生は、何度でも受講頂く事が出来ますので是非とも再受講して下さい。

認知症サポーターは、「地域包括ケアシステム」の礎となる大切な位置づけとなっております。高齢者が地域で安心して長く安全に暮らせる為の支援者として、ご理解とご協力を頂けましたら幸いです。

柔整介護ステーション 管理者 竹川朋典

後期高齢者医療被保険者証の一斉更新(定期判定)についてのお知らせ

大阪府後期高齢者医療広域連合の被保険者証の有効期限は、毎年8月の定期判定に併せ、原則として8月1日から翌年7月31日までの1年間となっています。

平成26年7月交付の被保険者証の有効期限は、平成27年7月31日までとなりますので、このたび有効期限を平成28年7月31日とした新しい被保険者証が市区町村を通じ、発送されます。なお、一部負担金の割合が8月から変更になる場合がありますので、必ず被保険者証のご確認をお願いします。

被保険者証の交付年月日等の表示例

有効年月日	平成28年7月31日
資格取得年月日	資格を取得した日
発効期日	資格取得日もしくは被保険者番号、負担割合の変更日
交付年月日	平成27年7月1日
一部負担金の割合	3割(平成27年7月31日まで1割)

※交付年月日が上記と異なる場合があります。7月と8月以降の負担割合が同じ場合は、8月以降の負担区分のみ表示されています。

形状:「水色」から「橙色」に変更。(大きさ及び紙の厚さに変更はありません。)
従来の被保険者証(水色)は平成27年8月1日から使用できません。

平成27年7月より変更の医療費助成制度

	変更内容	変更前 (平成27年6月施術分まで)	変更後 (平成27年7月施術分から)
四條畷市	制度名 通院医療費対象年齢 所得制限	「子ども医療費助成制度」 0歳～9歳(小学3年生修了)まで 所得制限なし	変更なし 0歳～15歳(中学校修了)まで 変更なし
泉南郡岬町	制度名 通院医療費対象年齢 所得制限	「乳幼児等医療費助成制度」 0歳～12歳(小学校修了)まで 所得制限なし	変更なし 0歳～15歳(中学校修了)まで 変更なし
和泉市	制度名 通院医療費対象年齢 所得制限	「こども医療費助成制度」 0歳～9歳(小学3年生修了)まで 所得制限なし	変更なし 0歳～12歳(小学校修了)まで 変更なし

※本会ホームページにて乳幼児・こども医療費助成制度一覧表掲載

保険者変更通知

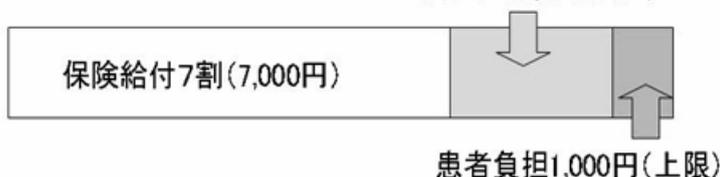
変更前	内容	変更後	変更日
	新設	ツルハホールディングス健康保険組合 06010953	H27年4月1日
	新設	プルデンシャル健康保険組合(特退) 63130934	H27年4月1日
東日本ハウス健康保険組合 06030209	名称変更	日本ハウスホールディングス健康保険組合 06030209	H27年5月1日
ホンダ健康保険組合熊本支部 06430243	統合	ホンダ健康保険組合 06133086	H27年4月1日

大阪府福祉医療費助成制度の適正な運用について

障害者やひとり親家庭などの方々に対して実施している福祉医療費助成制度は府・市町村の地方単独事業です。

例えば医療費1ヶ月10,000円要した場合(保険3割負担の方)

○福祉医療費助成を使用した場合 福祉医療費助成(2,000円)



○原爆の公費負担制度を使用した場合

※福祉医療費助成制度は、国の公費負担者制度等の資格を有する方は、国の公費負担制度等(例えば原爆や水俣病の公費負担制度)を優先使用していただくこととなっています。



この場合、患者さんの窓口負担は生じません。

障害者や一人親家庭の方々に対し実施している福祉医療費助成制度は、府・市町村の地方単独事業であります。福祉医療費助成制度の資格を有する患者さんの負担については、左記に示す様なイメージとなっております。

また患者さんが国の公費負担制度等の資格をお持ちの場合は、この公費負担制度等を優先することとなっておりますので、お間違いのない様お願いいたします。